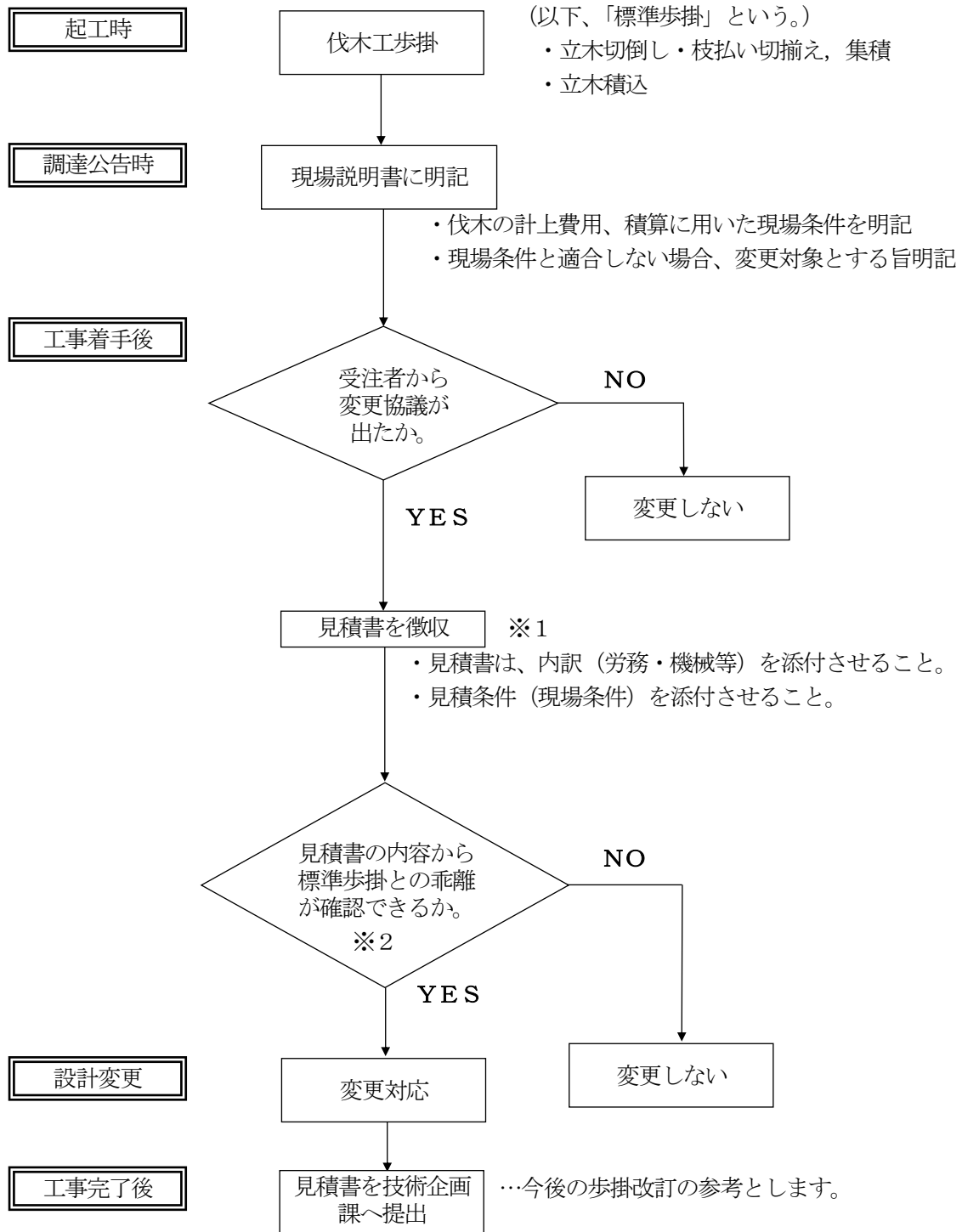


## 伐木工歩掛適用フロー



※1 見積書は、3社以上から徴収することとし、鳥取県県土整備部設計単価・歩掛決定要領により歩掛を決定すること。ただし、3社以上の見積書が徴収できない場合は、徴収した見積書のうち最低価格の歩掛を採用すること。

なお、現地調査費用など見積書作成に係る費用が必要な場合には、その費用を含めて見積書を徴収し、設計変更で費用を計上すること。

※2 見積書の内容が、実際の現場条件を反映した適切な内容となっているか確認すること。